

北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例をここに公布する。

令和3年10月21日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 **管理者署名**

北上地区消防組合条例第6号

北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、公用又は公共用に供する土地をあらかじめ取得する事業(以下「用地先行取得事業」という。)に係る歳入歳出を経理し、土地の取得の円滑化を図るため、北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、用地先行取得事業に係る地方債及び分担金をもってその歳入とし、土地購入費、地方債の元利償還金、その他諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。